

四国電力株式会社第 89 回定時株主総会

共同株主提案議案

第 1 号議案 定款一部変更の件（1）

○議案内容

定款の前文に「本会社の倫理綱領」を掲げる。

本会社の倫理綱領

- 1、 本会社は、公益企業としての社会的責任を果たすため、法令遵守により事業を行う。
- 2、 本会社は、すべての事業を行うに当たっては、周辺住民、従業員の健康、安全を護る。
- 3、 本会社は、人類の生存と平和を希求するがゆえに、自然の摂理に反する原子力の利用は行わない。
- 4、 本会社は、製造者責任を果たすため、公害を出さない事業を行う。
- 5、 本会社は、以上のことを達成するために、全社一丸となって全力を尽くす。

提案理由

当社は、住民の生活に不可欠な電力を供給する公益企業である。その当社が万が一にも住民の健康や生存、安全を脅かすような企業であってはならない。一昨年の東日本大震災を見るまでもなく、地震や津波という自然の脅威は、人智をはるかに超えるものである。近い将来予測されている南海、東南海地震による伊方原子力発電所への被害の甚大さは、福島第一原子力発電所の事故で十分想定可能であり、その賠償は一企業が到底賸えるものではない。よって当社は、公益企業としての誇りと重い責任に鑑み、ここに倫理綱領を定める。

第 2 号議案 定款一部変更の件（2）

○議案内容

定款第 1 章総則（目的）第 2 条に 21 項「環境エネルギーの開発・推進」を追加する。

提案理由

2011 年 8 月に制定された「再生可能エネルギー特別措置法」は、政府がその重要性を理解し、積極的に開発・推進の姿勢を示したもので、当社も太陽光、風力、バイオマス、地熱等の開発・推進に全力を挙げて取り組みたい。現状は、太陽光、風力を合わせても全電力供給量の 0.033%、水力を含めても 16.4%である(当社ホームページ事業概要を基に算出)。同法の施行後、事業者は増加し、漸次コストダウンは必至だと考えられる。今後 15 年間で

展望すれば、2010年度の日本全体の発電量の15%を節電し、20%の電力を再生可能エネルギーで賄えば、原発稼働よりもコストが軽減されるという試算もある（大島堅一『原発のコスト』岩波新書、2011年）。加えて当社には、坂出火力発電所に熱効率が原発の2倍のLNG（液化天然ガス）コンバインドサイクル発電もある。当面、これを拡充し、再生可能エネルギー中心の電力事業に無理なく移行することは十分可能である。

第3号議案 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電の再稼働停止並びに廃炉に向けての検討委員会の設置

第43条 原子力発電の再稼働を停止し、廃炉にする。

第44条 廃炉に向けての検討委員会を設置する。

提案理由

当社は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の教訓を謙虚に受け止め、伊方原子力発電所の再稼働を停止し、廃炉に向けての検討委員会を設置する。伊方原子力発電所の運転継続年数は、1号機35年（運転開始1977.9.30）、2号機31年（運転開始1982.3.19）、3号機18年（運転開始1994.12.15）である。電気事業連合会のコスト計算では運転年数は40年で計算されているが、未だ廃炉方法は確立されていない。運転停止後の放射性廃棄物の分別、保管施設、原子炉の解体等、廃炉に向けての具体的な研究、検討は喫緊の課題である。早急に「廃炉に向けての検討委員会」を設置し、廃炉に向けての工程表を作成して周辺自治体への説明、了解を得ながら進めていく。